

すこやか スマイル プラン（２）

～風にはばたけ 笑顔いっぱい 未来をつくる ほくえいっ子～



〈北栄町次世代育成支援後期行動計画〉

平成 22(2010)年 6 月

北 栄 町

ごあいさつ

豊かな海と山に囲まれ、自然に恵まれたまち北栄町に私たちは暮らしています。平成17年10月の合併以来、私たちは「人と自然が共生し あたたかい心のふれあうまち」をめざして、住民が主人公となるまちづくりを一步一步進めています。特に公平・公正で開かれたまち、人材が育つ活力あるまち、環境に配慮したやさしいまち、産業振興で明日を切り開く活力あるまち、福祉が充実し元気なまち、地域の自立で誇りのあるまち、行財政改革で強いまちづくりの以上7重要項目の実現のために様々な取り組みを行っています。

まちの将来を担う子どもは、未来の夢で次代の希望です。「子育てするなら北栄町」「教育ならば北栄町」として魅力あるまちづくりの一つに幼保一元化を推進しています。保育・教育の質の向上、本町の特色ある保・幼・小・中・高の連携をより充実させ、自ら生き抜く力が身に付くように取り組めます。また、子育てはまず、家庭が基本であること、それを取り巻く私たち大人が子どもに関心をもって見守ることで、人権を大切にした環境や体制が整備されるよう進めなければなりません。

この度これらの視点を踏まえた提言を、北栄町次世代育成支援対策地域協議会から受け、「すこやか スマイル プラン ―北栄町次世代育成支援行動計画―」の後期計画をまとめました。この計画は、家庭や地域の教育力を高め、まち全体で関係各位のご協力をいただきながら、みんなで子育てをしていくまちづくりを目標としています。

次世代育成支援対策推進法の後期5年間の始まりの平成22年度においてこの計画のもとで家庭と地域と行政がそれぞれの役割を果たしながら連携していけるよう、更なる取り組みを進めてまいります。町民のみなさまにも十分にご理解、ご協力いただき、地域全体での協働が進むようよろしくお願いします。

最後に、この計画の見直しにあたり、ご協力いただきました北栄町次世代育成支援対策地域協議会のみなさまをはじめ、多くのご意見をお寄せいただきました関係団体、町民のみなさまに深く感謝申し上げます。

平成22年6月

北栄町長 松本 昭夫

目 次

第1章 計画の基本的方向

1 基本理念	1
2 基本的な視点	1
3 基本目標	2
4 計画の推進について	2

第2章 後期計画の策定について

1 後期計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4

第3章 子どもと家庭のようす

1 人口・世帯数・出生数	5
2 婚姻の動向	7
3 就業状況	8

第4章 施策の展開

施策の展開図	10
Ⅰ 子どもの権利を尊重するまちづくり	
① 子どもの権利に関する啓発	12
② 児童虐待防止への対応	12
Ⅱ 保護者が安心、安全に子どもを産み、健康に育てられる環境の整備	
① 子どもや母親の健康確保	14
② 食育の推進	15
③ 思春期保健対策の充実	15
④ 小児医療の充実	16
⑤ 子どものすこやかな発育・発達と障害のある子どもへの支援	16
Ⅲ 工夫しながら、働くことと子育てを両立できるまちの実現	
① 保育・教育内容、学童保育サービスの充実	19

② 働き方に合わせた多様なサービス・・・・・・・・・・	20
③ 子育てしながら働ける職場の環境づくり・・・・・・・・	20
④ 地域における両立家庭への支援体制の整備・・・・・・・・	20

IV 笑顔のある親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制の構築

① 子どもの「生きる力」の育成・・・・・・・・・・	23
② 親になるための教育環境の整備・・・・・・・・・・	24
③ 地域の教育力の向上・・・・・・・・・・	25

V いつでもまち全体で子育て支援できる環境の整備

① 地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・	27
② 子育てへの男性の参画推進・・・・・・・・・・	27
③ 経済的支援・・・・・・・・・・	28
④ ひとり親家庭などへの支援・・・・・・・・・・	28

VI まち全体ですこやかでたくましく育つ子どもの安全確保と環境整備

① 「子育て」「子育て」にやさしいまちの環境づくり・・・・・・・・	31
② 子どもの安全確保・・・・・・・・・・	31
③ 環境・自然を大切にするまちづくり・・・・・・・・	32
④ 子どもをメディアや薬物などの害、非行から守る活動・・・・・・・・	32

【資料編】 平成26年度目標事業量及び数値

① 子育て支援主要事業の目標数値・・・・・・・・・・	34
② 母子保健事業・・・・・・・・・・	35
③ 定期予防接種事業・・・・・・・・・・	36
④ 歯の健康事業・・・・・・・・・・	36

【別冊】 北栄町子育てに関する実態・意向調査結果報告書（抜粋）

第1章 計画の基本的方向

1 基本理念

すこやか スマイル！

～風にはばたけ 笑顔いっぱい 未来をつくる ほくえいっ子～

子どもは、わが町「北栄町」の未来をにない、これからの社会を支え、築く希望です。子どもが、生命、家庭、仲間、社会の大切さを知り、家庭や地域の絆(きずな)に支えられながら、すこやかにたくましく育つことと、子どもの「育つ力」「生きる力」を尊重し、家庭での愛情をからだいっぱいを受けることで、家庭、地域、社会に愛着を感じ、誇りの持てる子どもをはぐくむことが大切です。「子育て」の主人公は保護者であり、「子育て」の主人公は子どもです。しかし現実には家庭の中だけでは「子育て」「子育て」が困難な状況にある現在、地域に住むすべての人々が連携、協力することで「子育て」「子育て」を支援していくことが必要です。地域全体で、連携し、協働することで総合的な取り組みを進めていきます。

また、子育てを総合的に支援する取り組みの中で、子どもとおとなが共に成長できる明るい地域社会の基盤整備を進めていくことにも努めます。

2 基本的な視点

本計画では、「子どもをすこやかに地域全体で育てるとともに社会に適応できる生きる力をはぐくむための基盤整備を進めていくこと」を基本方針として、「子どもの視点」「保護者の視点」「社会の視点」の三つの基本的視点に基づいて、総合的・計画的に施策を推進します。

(1) 子どもの視点から

すべての子どもの生命・成長が尊重され、すこやかに育つまちづくり

(2) 保護者の視点から

すべての保護者が、安心、安全に子どもを産み育て、喜びを感じられるまちづくり

(3) 地域の視点から

子どもの育ちと家庭の子育てを地域全体で支援していくまちづくり

3 基本目標

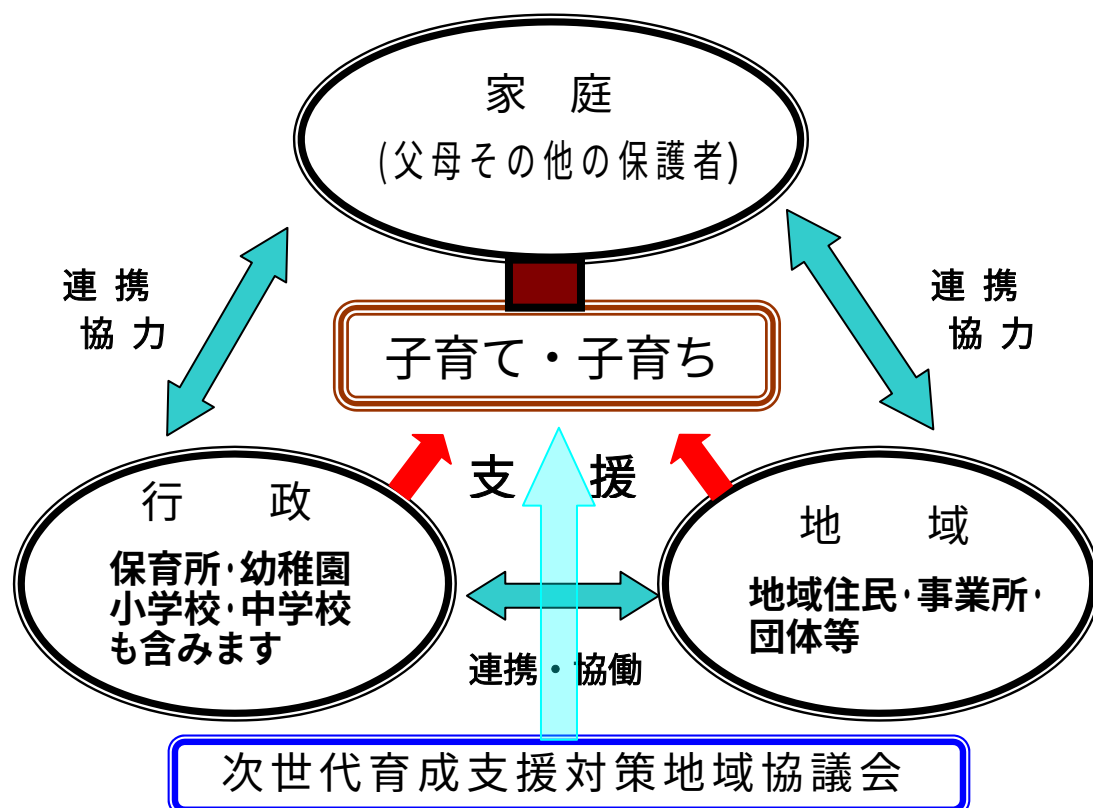
- I  子どもの権利を尊重するまちづくり
- II 【ほ】 保護者が安心、安全に子どもを産み、健康に育てられる環境の整備
- III 【く】 工夫しながら、働くことと子育てを両立できるまちの実現
- IV 【え】 笑顔のある親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制の構築
- V 【い】 いつでもまち全体で子育て支援できる環境の整備
- VI 【町】 まち全体ですこやかにたくましく育つ子どもの安全確保と環境整備

4 計画の推進について

この計画の着実な推進にあたっては、子育てが第一義的には父母その他の保護者の責任であることを基本とした上で、子どものすこやかでたくましい成長がまちづくりに必要不可欠な課題であることを認識して、住民も行政も総合的な支援を進めます。また、「北栄町自治基本条例」に基づき、家庭、地域(事業所・関係団体)、行政(保育所・幼稚園・学校含む)が一体となって取り組みを推進するとともに、地域を構成するすべての個人及び団体のネットワーク化をはかり、それぞれが役割を自覚しながら協働して取り組むことのできる体制の整備に努めます。

さらに、施策や事業が計画の方向性にそって、各担当で実施されるよう計画を総合的に管理するための体制を構築し、推進の強化をはかります。また、計画の進捗状況の検証を行うために住民参画の協議会等を設置します。

計 画 推 進 体 制 イ メ ー ジ 図



第 2 章 後期計画の策定について

1 後期計画策定の背景と趣旨

わが国の出生率は、平成 2 年に合計特殊出生率^(注)が戦後最低の 1.57 を記録した「1.57 ショック」以降一貫して低下傾向です。平成 18 年の人口動態では 1.32 と 6 年ぶりの上昇となりましたが、その後はほぼ同水準（H19：1.34、H20：1.37）で推移しています。平成 20 年北栄町では 1.71 で、県の 1.43 には上回るものの中部地区の 1.73 より低い数値となっています。今後も子どもの福祉を考えながら人口が増加していく手だてを取らなければなりません。

国では少子化の流れを変えるため、少子化対策を進めてきましたが、平成 19 年からワーク・ライフ・バランスの向上に取り組み、平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、家族や親で個人的に担っていた「子育て」をこれからは社会全体で応援し、「生命(いのち)と育ちを大切にする」「困っている声に応える」「生活(くらし)を支える」ことを大切にしながら、社会づくりを進めるという基本的な考え方が示されました。

さて本町では、計画の見直しにおいて、平成 21 年 11 月に「北栄町子育てに関する実態・意向調査」を就学前、小学校 1、3 年生の保護者 800 世帯を対象に実施した結果や、前期行動計画についての行政自己評価をもとに次世代育成支援地域対策協議会で検証、協議しました。まず基本的生活習慣の定着や食育の推進、子どもの受動喫煙の防止などは保育・教育現場と家庭との連携で効果的に進めることができるのではないか、保・幼・小・中・高連携で子どもが一人前の社会人として育っていく成長過程をどう連続して円滑に支えるのか、生活と仕事と子育ての調和を保つために事業所、商工会、地域などの役割を明確化し、子どもの人権尊重、児童虐待防止においては自治会や地域の教育力を上げていかなければならないなどのご意見をいただき、計画を見直すにあたっての重要な視点となりました。

これらを踏まえ、後期行動計画では、まず子どもの育ちには「子どもの権利(人権)を尊重する」ことが土台になることを明確にし、その上で「保育・教育および子育て支援サービスの更なる充実」「仕事と子育てが両立するワーク・ライフ・バランスの啓発」「地域での子育てを支える力の充実」を重要な課題として新規・拡充項目として盛り込みました。行政や関係機関は連携を密にして子どもの成長と子育ての中心にある家庭を支え、住民・事業所・地域は、それぞれの役割において子育てに関わり、子どもたちが元気にいきいきと暮らすことのできるまちづくりをまち全体でさらに推進するため、「すこやか スマイル プラン(2) ～北栄町次世代育成支援行動計画～」を策定します。

(注) 合計特殊出生率…一人の女性が生涯、産む子どもの数を推計したもの

2 計画の位置づけ

この計画は、北栄町の子ども「子育て」「子育ち」に関する総合的な指針となるもので、「次世代育成支援対策推進法」にも基づき、北栄町の子どもたちがすこやかにたくましく育つために必要な支援を示します。

また、「健康ほくえい計画」(平成19年策定)、「北栄町教育ビジョン」(平成19年策定)と整合し、まちづくりビジョン(平成22年策定)の第2編ゆたかなまちづくり、第3編えがおのまちづくりの詳細計画となっています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は10年間の時限立法であり、平成17年度から計画的・集中的な取り組みをするために制定されました。この後期行動計画の期間は、平成22年度から平成26年度までとしています。

第3章 子どもと家庭のようす

1 人口・世帯数・出生数

- (1) 平成17年10月合併する以前について北条町、大栄町を合計した数で北条町として総人口の推移を見ると、およそ16,000～17,000人の幅の中で変動をしています。

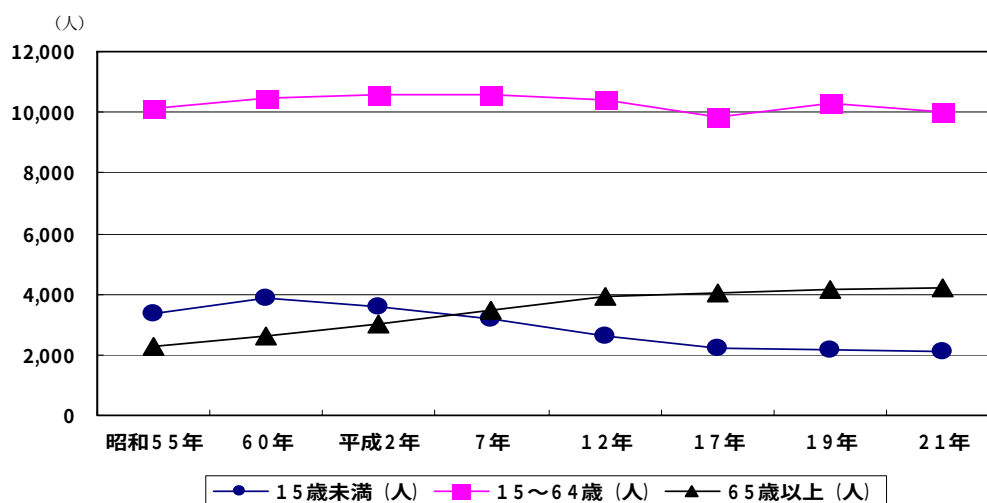
【年齢3区分による人口と世帯規模の推移】

北条町	15歳未満 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人数 (人)
昭和55年	3,373	10,137	2,262	15,772	3,922	4.02
昭和60年	3,852	10,484	2,593	16,929	4,193	4.04
平成2年	3,589	10,560	3,002	17,151	4,334	3.96
平成7年	3,195	10,563	3,470	17,228	4,516	3.81
平成12年	2,589	10,412	3,914	16,915	4,756	3.56
平成17年	2,196	9,817	4,039	16,052	4,736	3.39
平成19年	2,159	10,314	4,162	16,635	5,093	3.27
平成21年	2,088	9,993	4,220	16,301	5,139	3.17

出典：国勢調査（ただし19、21年はそれぞれの年の3月末人口）

- (2) 年代別人口においては、少子高齢化が確実に進んでいます。

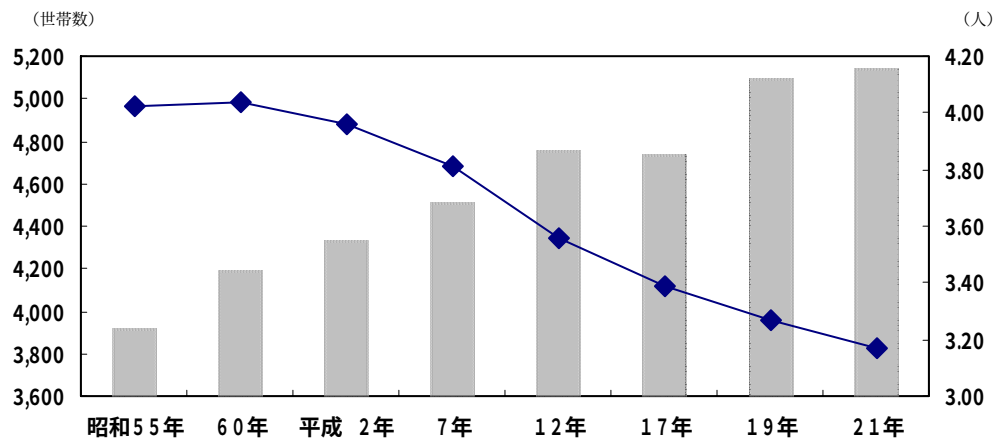
【年齢区分ごとの人口推移】



出典：国勢調査（ただし19、21年はそれぞれの年の3月末人口）

- (3) 世帯数は、増加傾向に、世帯人数は減少傾向にあり、核家族化や夫婦のみの世帯、単身世帯などの増加が進んでいるものと考えられます。

【世帯数と世帯人数】 (棒グラフ：世帯数、折れ線グラフ：1世帯の平均人数)



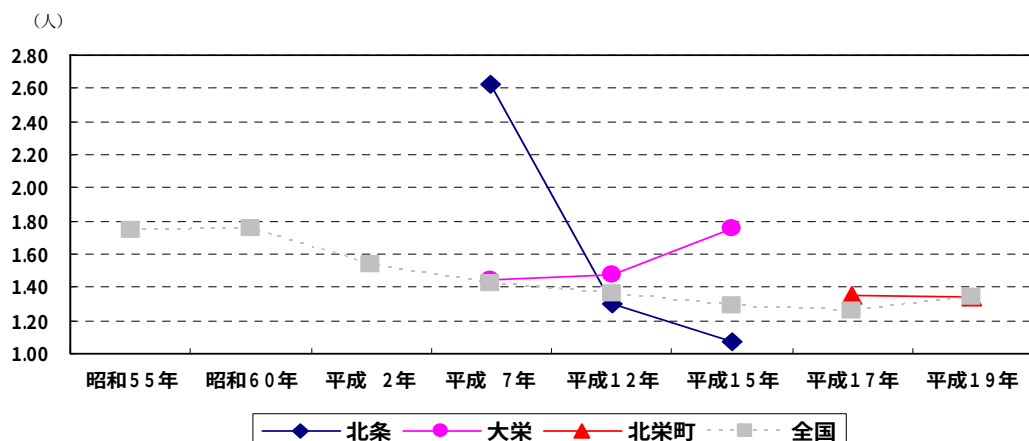
出典：国勢調査（ただし19、21年はそれぞれの年の3月末人口）

- (4) 出生数は、昭和55年から平成15年までに約半数に減少しています。また、合計特殊出生率は、人口の維持に必要とされる2.08を大きく下回っており、少子化が顕著に表れています。

【北栄町の出生者数】

北栄町	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
出生数(人)	248	216	171	135	119	110	122

【合計特殊出生率の推移】



出典：人口動態統計調査（北条・大栄は平成2年以前、また北栄町のデータ無し）

2 婚姻の動向

男性、女性ともに各年齢において、未婚率は年々増加傾向にあります。

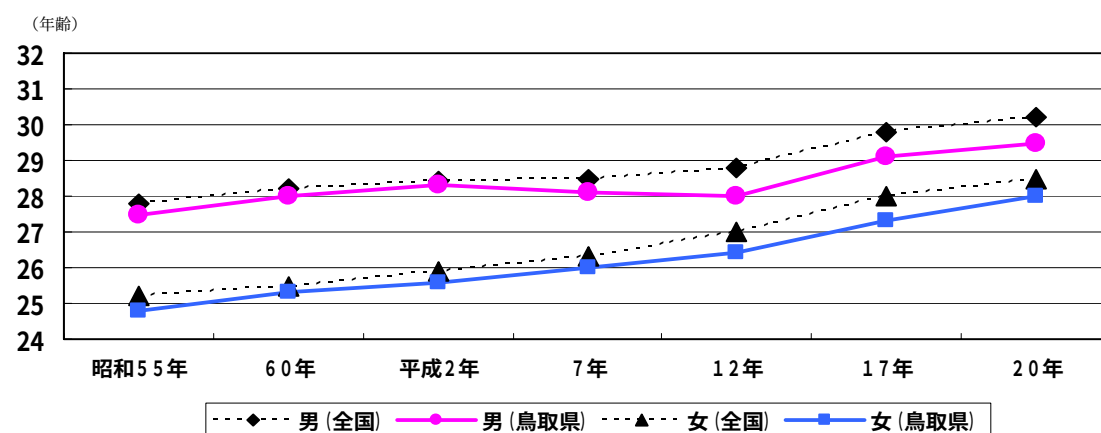
また、平均初婚年齢についても、年々高くなっており、晩婚化および未婚化が進んでいます。

【未婚率の推移】

区 分		男 性						女 性					
		昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成
		55年	60年	2年	7年	12年	17年	55年	60年	2年	7年	12年	17年
20 ～ 24 歳	北栄町	89.3%	91.3%	92.1%	90.8%	88.0%	91.5%	71.8%	77.5%	83.6%	82.8%	85.3%	87.7%
	鳥取県	91.0%	91.4%	91.8%	90.1%	90.1%	91.4%	76.2%	79.0%	82.4%	81.2%	84.2%	84.9%
	全 国	81.5%	92.1%	92.2%	92.6%	92.9%	93.4%	77.7%	81.4%	85.0%	86.4%	87.9%	88.7%
25 ～ 30 歳	北栄町	48.7%	55.2%	62.2%	61.4%	65.4%	67.7%	14.5%	18.1%	33.7%	45.5%	50.9%	55.5%
	鳥取県	52.4%	58.6%	63.3%	63.6%	65.0%	66.7%	20.6%	26.4%	36.1%	43.5%	49.1%	54.1%
	全 国	55.1%	60.4%	64.4%	66.9%	73.3%	71.4%	24.0%	30.6%	40.2%	48.0%	54.0%	59.0%
30 ～ 34 歳	北栄町	12.6%	18.3%	27.7%	38.0%	42.0%	44.7%	4.7%	4.8%	7.2%	15.3%	24.6%	28.9%
	鳥取県	16.2%	23.3%	29.5%	36.0%	40.9%	43.7%	6.9%	7.6%	10.0%	15.8%	22.4%	28.0%
	全 国	21.5%	28.1%	32.6%	37.3%	42.9%	47.1%	9.1%	10.4%	13.9%	19.7%	26.6%	32.0%
35 ～ 39 歳	北栄町	3.5%	7.5%	12.7%	19.9%	27.9%	29.0%	1.5%	2.6%	3.5%	5.0%	9.0%	16.5%
	鳥取県	5.6%	10.2%	16.2%	20.4%	26.0%	30.1%	4.2%	4.8%	5.2%	6.8%	11.1%	16.1%
	全 国	8.5%	14.2%	19.0%	22.6%	25.7%	30.0%	5.5%	6.6%	7.5%	10.0%	13.8%	18.4%

出典：国勢調査

【初婚年齢の推移】



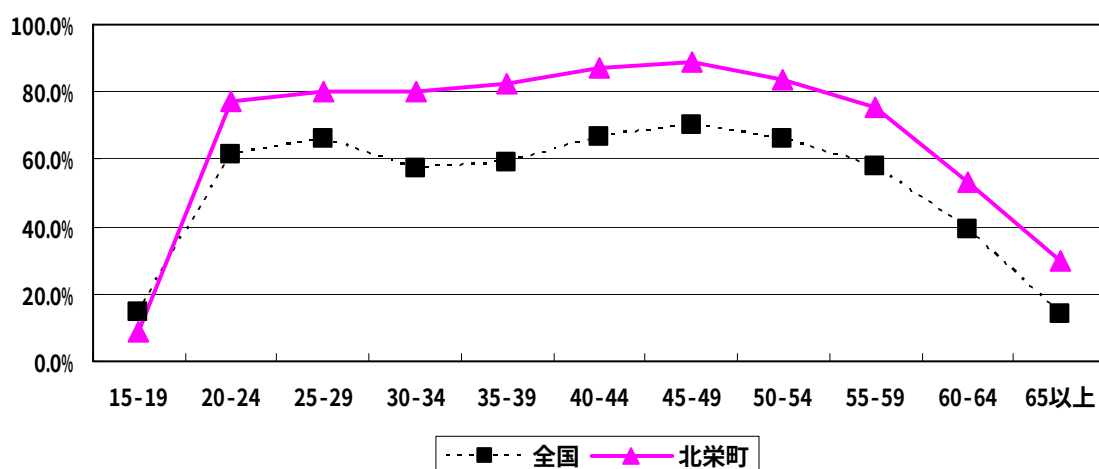
出典：厚生労働省「人口動態統計」(平成20年)

3 就業状況

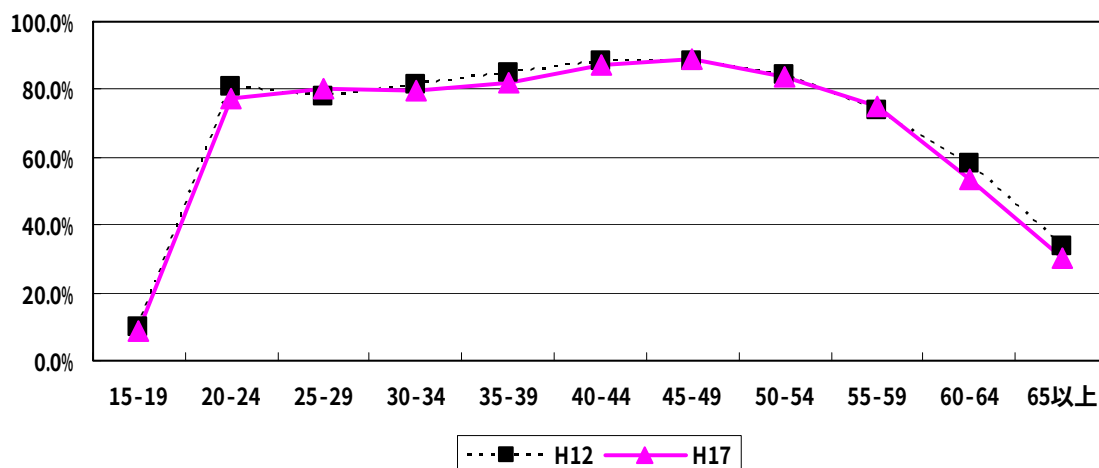
女性の年齢別就業状況は、「在学者」の多い15～19歳では就業者数が少ないが、20歳以上になると高い就業率を示し、45～49歳でピークを迎えています。

全国との比較において、全国の30～39歳の間は出産・育児等の要因で落ち込んでいますが、本町は落ち込みがほとんどなく、出産後の早い職場復帰等が想定されます。

【女性の年齢別就業状況】 （全国との比較（H17））



【女性の年齢別就業状況】 （北栄町のH12とH17の比較）



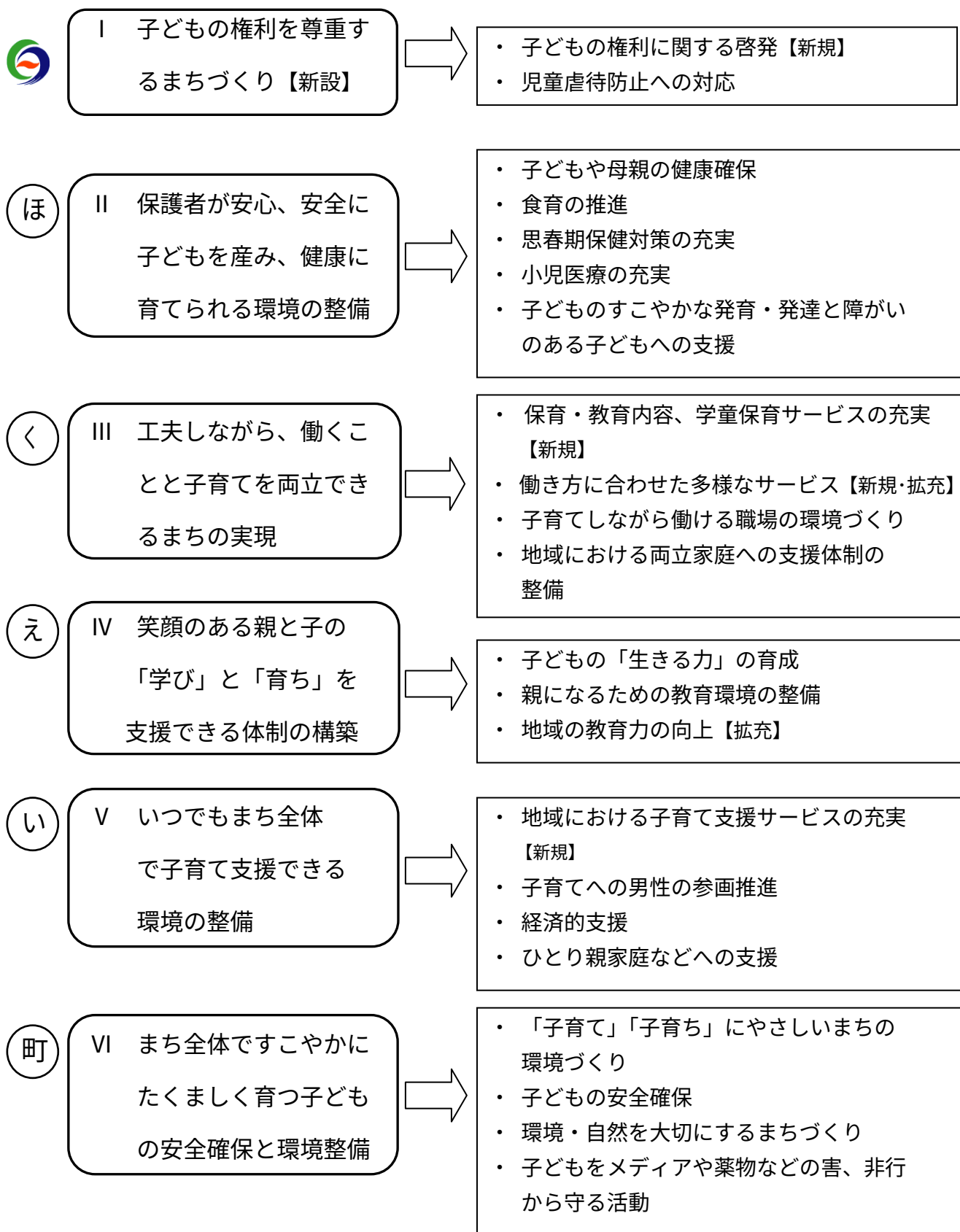
出典：国勢調査

追記

すべての表において、平成17年10月以前については、北条町、大栄町の数合計したものを北栄町として表記しています。

第4章 施策の展開

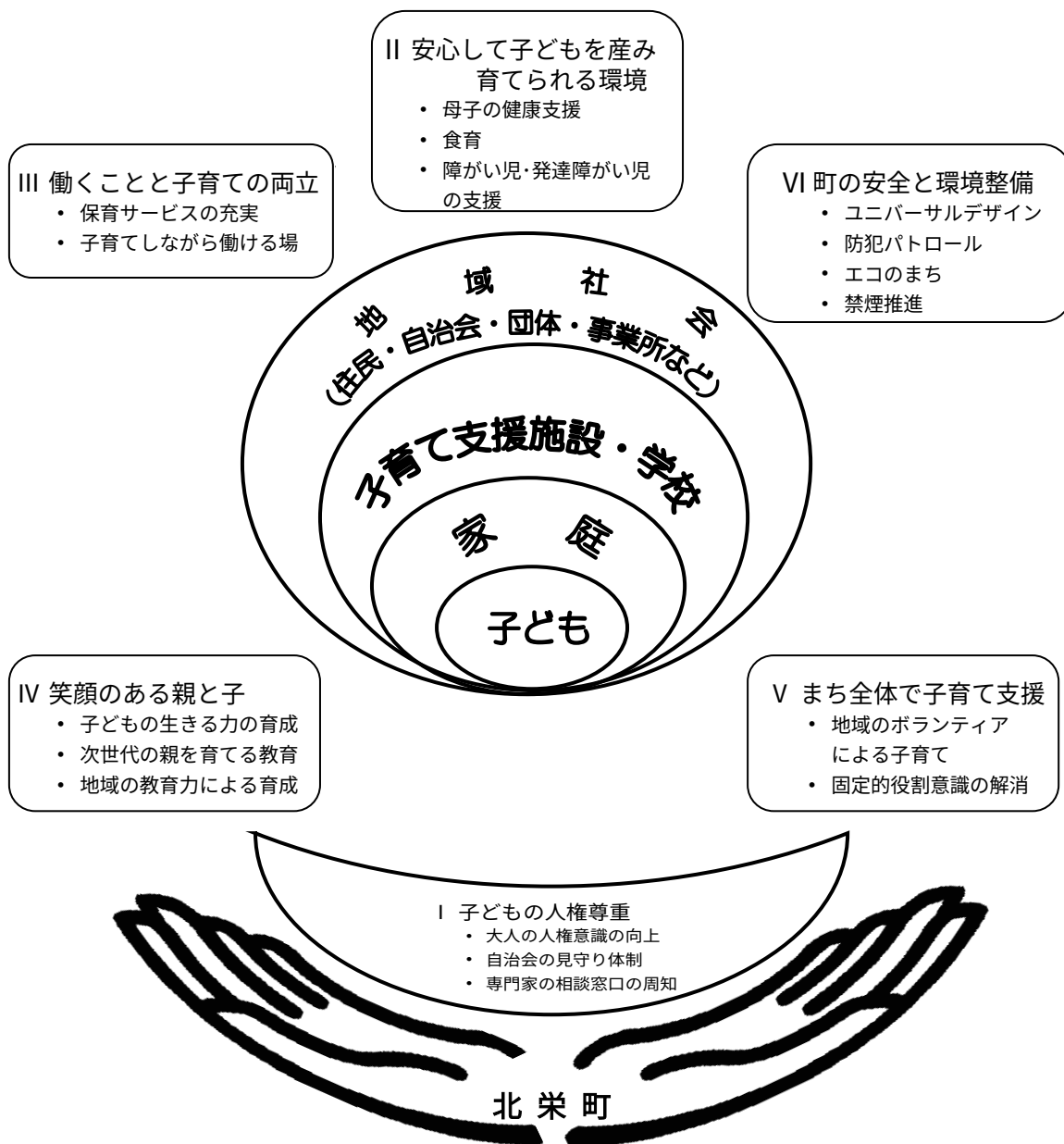
基本目標ごとに項目を立てています。



*後期行動計画で、新設、新規もしくは拡充した項目には【新設】【新規】【拡充】と付記しました。

施策の展開図

子どもが生まれ、すこやかに育つためには、子どもにとって最も大切な家庭を中心に保育所などの子育て支援施設、学校、地域社会などが育ちの時期に応じて様々に関わり、施策を展開していくことでまち全体が子育てを支えていきます。



〔注釈〕 施策の展開の読み方

- ・ **1 現状と課題**は、アンケート結果、協議会協議内容などをもとに、簡潔にまとめました。
- ・ **2 取り組みの方向**は、それぞれ基本目標を実現していくために項目ごとに説明します。
- ・ 関係する事業・団体等がある場合は、主たるものを「**-----**」に記載しています。
- ・ 具体的に示しています事業、団体名などは、平成 22 年度に実施している状況に基づいて記載をしています。

Ⅰ 子どもの権利を尊重するまちづくり

【新設】

1 現状と課題

北栄町子育てに関する実態・意向調査(以下「アンケート調査」という。)によると、「子どもを叱りすぎているような気がする」とは就学前児童保護者、小学生保護者ともに高い割合を示しています。また、「子育てに不安や負担を感じる」とある」は就学前児童保護者、小学生保護者とも50%を超えました。

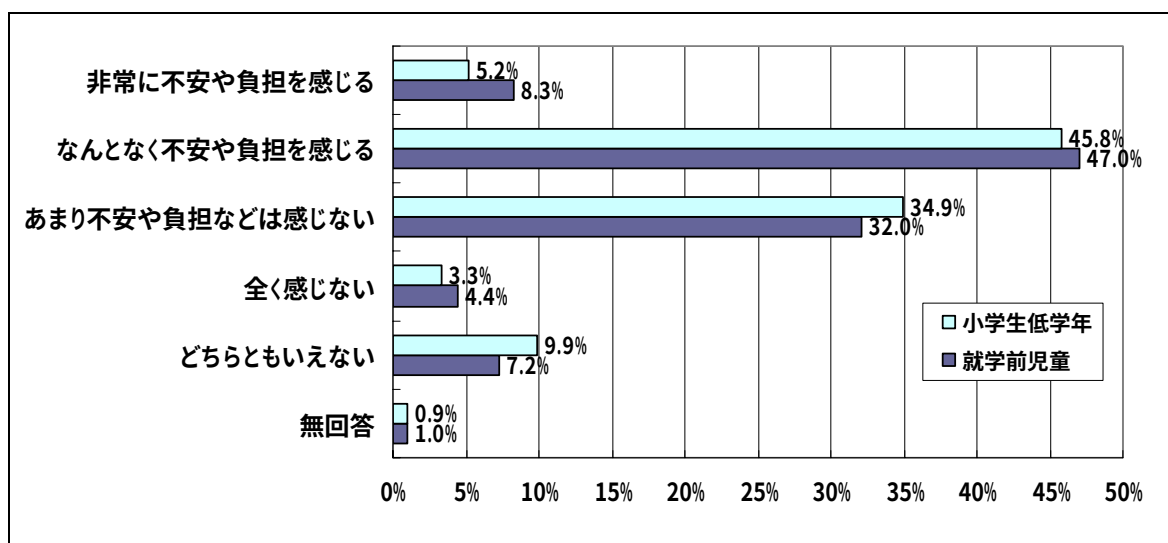
家庭における子育てに対しての悩み、ストレスが、時に親を児童虐待へ向かわせます。親の育ってきた環境が原因で、わが子にも虐待を行う場合もあります。また、社会においても、大人の都合を優先した生活が子どものすこやかな育ちに影響を与えている状況も見受けられます。

この現状を解決していくためには、「子どもの権利条約」、「北栄町子どもを健やかに育てるまちづくり条例」により、改めて子どもの権利を尊重し、一個の人格を持つ存在としての認識を広めていく必要があります。

また、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくり支援など大人が子どもに関心を持ち、児童虐待の予防、早期発見と迅速な対応を行っていくため、保健師や保育士、教師など担当者の資質向上及び地域での見守り体制の強化をはかる必要があります。

さらに、各機関が情報交換することで、より効果的な虐待防止をはかるために、「北栄町要保護児童対策地域協議会」の充実が必要です。

図 「子育てに関して不安や負担などを感じていますか」に対する回答



出典：北栄町子育てに関する実態・意向調査(H21)

2 取り組みの方向

①子どもの権利に関する啓発【新規】

子どもの人権に関する講座等の開催を検討し、子どもの権利を尊重する意識を育んでいきます。

主な目標	具体的な取り組み
子どもの命、人権に対する意識の向上	- さまざまな講座等を活用し、子どもの命や人権を尊重する意識を啓発します。 〔小地域懇談会・人権教育講演会〕 - 子どもの集まるイベント、学校行事で子どもの受動喫煙防止をはかるため、大人の人権意識の啓発を進めます。
家庭内での暴力（身体的・精神的・経済的暴力等）防止に関する周知	家庭環境という面で子どもの成長に大きな影響を与えるドメスティックバイオレンス（DV）を防止するため、広報紙による啓発・相談窓口の周知、専門機関との連携をはかります。

②児童虐待防止への対応

児童虐待の未然防止に向けて、相談体制の充実など保護者の子育て不安の軽減に努めます。

自治会、民生児童委員会などと連携し、地域への啓発活動を進め、見守り体制、子育てしやすい環境整備をはかります。

児童虐待の早期発見、迅速な対応を行うため、関係機関などにおける活動を充実するとともに、「北栄町要保護児童対策地域協議会」の機能も充実していきます。

主な目標	具体的な取り組み
各機関等における活動の充実	子育て家庭の悩みやストレスの解消をはかるため、子育てに対する相談・支援体制をいっそう充実します。 〔乳児の早期全家庭訪問の実施 子育て支援センター未利用児の家庭訪問の実施 乳幼児健診内容の充実と未受診者の把握 保健師・保育士等、各活動の担当者の資質の向上〕
「北栄町要保護児童対策地域協議会」の充実	児童虐待等に関する防止や対応について、また個別のケースに対して関係者の資質向上による連携の充実をはかります。 〔ケース会議(随時)、実務者会(年3回)、代表者会(年1回)〕
児童虐待発生予防の体制の整備	- 民生児童委員総会・自治会長会で児童虐待発生予防の啓発を行い、地域での見守り体制を強化できるよう努めます。 - 地域で虐待が疑われる場合等の通告の義務と通告先を住民に周知し、協力体制を確保します。

Ⅱ 保護者が安心、安全に子どもを産み、健康に育てられる

環境の整備

1 現状と課題

安心して子どもを産み、健康的に子育てを行うためには妊娠期、乳幼児期、そして思春期に至るライフサイクルの中で一貫したきめ細やかな支援の充実が必要です。

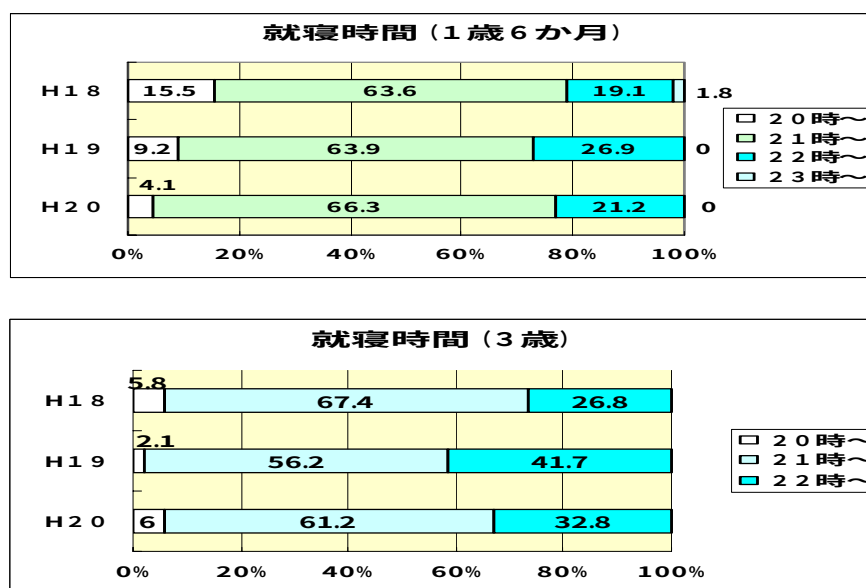
妊娠から出産にかけての母親、乳児期における母子の心身のケアは重要です。妊婦が健康で安心して出産に臨め、子どもの発育・発達等の状態を把握し、必要な場合は早期に対応できるように健康診査の受診を支援しています。

子どもがいる家庭での喫煙率は下がらず、子どもの健康への影響が心配されます。思春期では喫煙への関心も強くなるため、喫煙の害に関する正しい知識を普及することが重要です。

食事、起床・就寝時間など基本的な生活習慣の乱れも問題になっているため、今以上に保護者、保育所、幼稚園、小中学校、地域、行政などが連携し、子どもの良い生活習慣づくりへの取り組みを行う必要があります。

子どもの成長に対して不安を抱えている保護者を支えるため、子育てにかかわる機関が連携し、安心して相談できる体制の充実が重要です。障がい児保育・教育の充実に向けた職員の資質及び体制の向上にも努める必要があります。

図 町の1歳6か月児、3歳児の就寝時間状況



出典：北栄町1歳6か月児健診、3歳児健診

2 取り組みの方向

①子どもや母親の健康確保

母親が健康で安心して出産に臨むことができるとともに、赤ちゃんの時から継続して健康の保持・増進をはかり、生涯を通して健康な生活を送ることができるよう、きめ細かな母子保健施策を「健康ほくえい計画」にそって行います。

主な目標	具体的な取り組み
妊婦一般健康診査の受診促進	母体の健康を管理するため、妊婦一般健康診査の受診助成券の発行を行います。
妊娠届出時の面接相談の促進	- 妊婦と保健師との初回面接を大切にし、母体の状況を把握しハイリスク妊婦等にも対応できるよう気軽に相談できる場づくりに努めます。 - 出産に対する家庭の協力の重要性についての啓発に努めます。
乳幼児健診の充実	- すべての対象児の健康管理を行えるよう、心理職員(カウンセラーなど)、看護師の確保など、人材の確保をはかり、健診未受診者の的確な把握にも努めます。 - 健診会場では、遊びを学ぶことや、親子同士で育児について情報交換できる場所にできるよう環境を整えます。 - 健診時に図書館と連携し、絵本の読み聞かせとブックスタートを行います。 - 育児への家族の協力の重要性について、啓発に努めます。 100%受診に努め、個々の支援につなげます。 乳児健診（3～4か月児、7か月児、10か月児） 1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診
予防接種の推進	予防接種未接種者に対して、各健診や相談の機会での助言、また補足通知をするなど、予防接種を推進します。
歯の健康の推進	虫歯が増加する3歳から5歳にかけての幼児期は、歯の健康に対する取り組みを充実します。 フッ素塗布、フッ化物洗口
妊産婦・乳幼児の受動喫煙の防止対策および妊産婦の禁煙・禁酒の推進	母子健康手帳交付や乳幼児健診時に受動喫煙の影響等について説明し、防止への啓発を行います。また、あわせて妊産婦の禁煙・禁酒の必要性の啓発も実施します。
妊産婦・乳幼児への訪問指導の充実	- 出産後の母親の育児不安軽減のため、早期に全家庭訪問を行います。 - 妊産婦・新生児・乳児への訪問、乳幼児健診等により訪問指導の必要と思われる家庭への訪問を充実します。

②食育の推進

子どもが、食べることから命の大切さを学ぶなど「食」に関わりながらさまざまな面で成長するように願い、まず「楽しく食べる子ども」になっていくことを目指し、「食育基本法」、「健康ほくえい計画」にそって、家庭、地域、行政、その他関係団体が連携して食育を推進します。

主な目標	具体的な取り組み
母子保健事業の推進	・ 基本的食習慣の確立に向けて、乳幼児健診時に助言をするなど、子どもの発育にあった食の支援を行います。
保育所・幼稚園・学校食育の推進	・ 給食や菜園活動などをとおして、食べ物に感謝する気持ちや食事のマナー、バランスの良い食べ方など心と体の基礎を育みます。 ・ 地域の生産者との交流を行い、地産地消を推進します。 ・ 食育に関する講演会を開催し、家庭への情報提供を行います。 ・ 学校栄養職員によるクラス巡回や給食だより等を通じて、児童・生徒が健康な身体と食に関心が持てるような取り組みを行います。
地域食育の推進	・ 「食」に関する知識の普及・啓発とともに、食育ボランティア等の地域活動に対する支援を行います。 ・ 地産地消の推進をとおして、郷土の伝統食の伝承、食の安心・安全の啓発を進めます。 ・ 農業体験をとおして地域で取れる作物の成長や収穫の喜びを感じ、いつくしみ、感動する心を養う学習を推進します。 ・ 「食育の日」（毎月１９日）の啓発を行います。 ・ 保育所、子育て支援センター等で親子のクッキング教室等を実施することにより、食育の推進を図ります。 〔〔食生活改善推進協議会〕〕

③思春期保健対策の充実

子どもから大人へと健全に育っていく中で重要な思春期における心身の健康の発達を促進できるよう、保健部門と教育部門が連携し、「健康ほくえい計画」「北栄町教育ビジョン」に基づき、子どもたちに望ましい生活の指導や悩みごとへの相談体制の充実を推進します。

主な目標	具体的な取り組み
健全な生活への指導の充実	・ 学校と教育委員会、保健部門、保護者との連携を強化し、喫煙、アルコール、薬物、性、性感染症等についての学習を充実します。 ・ 自分の健康に関心を持ち、基本的な生活習慣の重要性を認識し、将来へ向けての生活習慣病予防の対応に努めます。

相談体制の充実	・保健学習の中で、思春期の心と体の悩みについて学び、担任や養護教諭等が個別の相談に対応していきます。
---------	--

④小児医療の充実

子どもが病気やけがをしたときや、発育・発達に関して、安心して適切な医療が受けられるよう、広域的な医療体制の充実に努めます。

主な目標	具体的な取り組み
救急医療体制の充実	・県、医師会と共同で、厚生病院を中心とした中部救急医療体制の整備を充実します。
かかりつけ医の促進	・健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられる「かかりつけ医」の必要性を啓発します。
発達障がいにかかる専門医の医療体制の充実	・中部圏域で、発達障がいにかかる専門医や医療体制の充実について、関係機関に働きかけながら整備を促進します。

⑤子どものすこやかな発育・発達と障がいのある子どもへの支援

発育、発達に心配の見られる子どもに早期から適切な対応が行われるよう、健診や相談体制を充実し、関係機関が速やかに協議できる体制を充実します。また、子どもの発育、発達に応じた切れ目のない支援を関係機関などと連携して行います。

障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な教育や進路指導、生活を支援するための制度の充実をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
健診・相談の充実	・健診や障害者地域生活支援センター、子育て支援センターなどで相談が気軽にでき、障がいを早期に発見し、専門機関との連携できる体制の整備に努めます。 ・地域生活で支援を必要とする障がいのある子どもとその家族に対する相談業務の充実を努めます。
障がいのある子どもへの保育・教育の充実	・発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもが保育所から小学校へ不安なく進めるよう小学校への適切な情報提供と受入れ態勢の整備に努めます。 ・障がいのある子どもの個別性に応じた保育を行うため、保育士や補助的な教員の配置を進めます。 ・保育、教育に関わるすべての職員が、発達障がいへの理解を深め、適切な対応ができるよう研修を行います。 ・乳幼児健診、5歳児健診、「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」など関係機関とのネットワークを充実して個別状況に応じた対応を行います。

特別児童扶養手当等の経済的援助	・「特別児童扶養手当」などの各種手当については、国、県の指導に基づき、各種事務手続きを行います。
児童デイサービス	・障がい等のある子どもに日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う児童デイサービスの支給を行います。

Ⅲ 工夫しながら、働くことと子育てを両立できるまちの実現

1 現状と課題

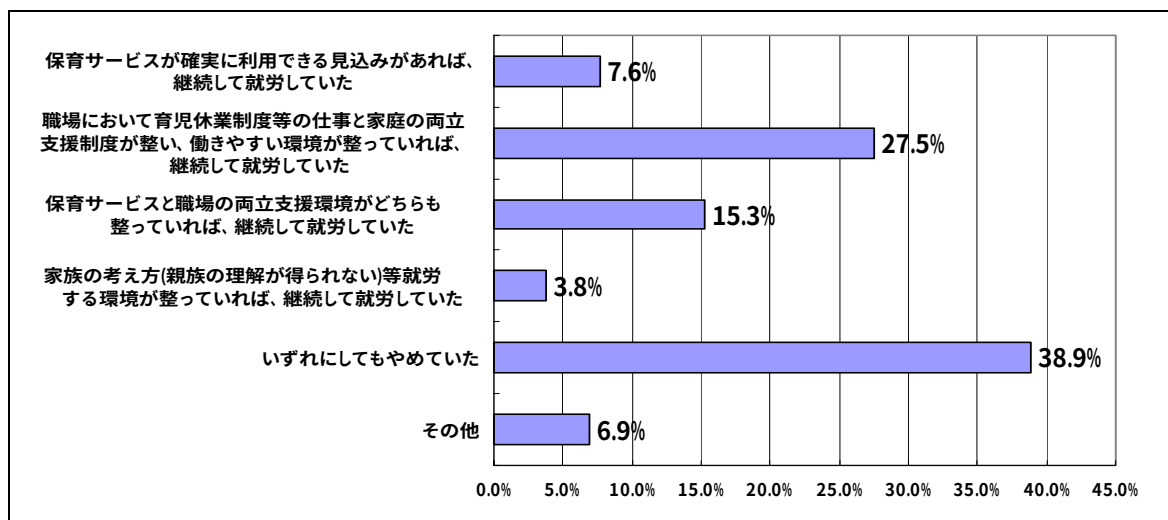
子育て家庭の約 8 割が共働き家庭であり、4 歳以上ではほぼ全ての子どもが保育所、幼稚園に入所し、低年齢児でも 2 歳までの子どもで 5 割、3 歳では 9 割を超える子どもが入所しています。

さらに、就労形態に応じた多様な保育サービスについても、ニーズがあります。

放課後児童クラブについては、小学校 3 年生までの児童を受け入れています。夫婦共働き家庭の増加、核家族化の進行により、利用児童数が増加傾向にあります。また、障がいのある子どもの対応も必要となっています。

アンケートにおいて、「出産前後仕事をやめた方で仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続しましたか」の回答で、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働きやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」や「子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか」の回答では、「子どもとの時間が十分に取れないこと」の割合が高くなるなど、ワーク・ライフ・バランスについての取り組みが課題となっています。

図 「出産前後仕事をやめた方で仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続しましたか」に対する回答



出典：北栄町子育てに関する実態・意向調査（H21）

2 取り組みの方向

①保育・教育内容、学童保育サービスの充実

幼保一元化を推進します。それによりさらに、保育・教育内容の充実、保育者(施設で子どもに関わるすべての職員)の資質向上をはかります。

学童保育指導員の資質向上をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
幼保一元化の推進【新規】	・就学前（小学校入学前）の町立保育所、幼稚園を一元化して、子どもの育ちおよび子育て家庭を総合的に支援できる体制を整備します。 ※「幼保一元化」の推進は、基本目標Ⅰ～Ⅵの保育所、幼稚園、子育て支援センターが関わるすべての事業・施策を実現するための基盤的な施策です。
就学前施設における保育・教育の充実	・講演会や研修会に参加したり、ケース検討を行うことで保育士等の資質の向上に努めます。 - 町幼児教育研究会での研修 - 各施設ごとの所内研修 - 自己評価、外部評価の導入 ・同年齢および個々の発達段階に応じたきめ細かな保育・教育を実現します。 ・4・5歳児クラスは年齢ごとに30人までのクラス編成とし、職員複数体制による一人ひとりを認める保育・教育を行います。 ・看護師等の専門職の配置による、より安心、安全な保育を実現します。
保育施設等の安全確保	・保育施設等の定期的な点検と必要な修繕を行います。 ・保育中の事故については、全職員の共通認識で防止に努めます。
情報提供の充実	・子育て支援サービスについて、広報紙・ホームページ等により情報提供を充実します。 〔「すこやか」スマイル「ブラシ」(2)」ダイジェスト版の配布〕
放課後児童クラブ・児童館事業の実施	・放課後、保護者等が不在の家庭の児童を対象に、放課後等の居場所として安心して過ごせる環境づくりに努めます。 - 小学校低学年：北条なかよし学級、大栄こども学級 - 小中学生：児童館 ・指導員の資質向上をはかります。

②働き方に合わせた多様なサービス

子育てと仕事が両立しやすい就労環境をつくるために、多様な保育サービスの充実をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
延長保育の充実 【拡充】	・全園での午後7時までの延長保育実施について、引き続き検討します。
一時預かりの実施	・保護者の疾病、冠婚葬祭等、または育児等にとまなう心理的、肉体的負担の解消のための一時預かりを実施します。 〔北条みどり保育園、由良保育所〕
病児・病後児保育事業の実施 【拡充】	・病時や病気の回復期で集団保育への復帰が困難な子どもに対する一時預かり保育を行い、周知を進めます。(委託事業) 〔倉吉乳幼児健康支援サービスセンター「すくすく園」(野島病院)〕
休日保育の実施 【新規】	・休日において家庭での保育が困難な子どもに対し、保育を行い、周知を進めます。(委託事業) 〔社会福祉法人 敬仁会「ババーン園」〕
子育て支援短期利用事業の実施	・保護者の疾病などで家庭において子どもの養育が一時的に困難になった時、一定期間、養育・保護する事業に取り組みます。(委託事業)

③子育てしながら働ける職場の環境づくり

育児休業制度等の事業所への啓発に努めます。また、仕事と子育ての両立について、職場の人たちの理解と協力が必要であることの意識啓発に努めます。

主な目標	具体的な取り組み
育児休業制度等の普及・啓発	・事業所へ、子育て中の労働者に対する理解と制度の整備に向けての協力促進を国、県などの関係機関と連携し、取り組みます。 ・県の行う事業と連携して事業所への働きかけに努めます。あわせて父親の子育て参加への啓発も進めます。
育児・介護休業法等の普及啓発	・事業所や住民へ育児・介護休業法等の普及啓発に努めます。

④地域における両立家庭への支援体制の整備

住民、関係団体、事業所、そして町が協働のまちづくりを進めていく中、「北栄町自治基本条例」などにそって、地域で両立家庭を支援し、見守れる態勢整備を進めます。

主な目標	具体的な取り組み
仕事と子育て両立家庭への地域支援の促進	・地域で子育てすることの重要性について、広報紙等を活用して啓発を進めます。

ボランティア等
との連携

・子育て支援のために地域で活動されている方や保育サポーターおよびNPO等団体の情報提供に努めます。

「ファミリーサポートセンター事業（きらきら）」

Ⅳ 笑顔のある親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制 の構築

1 現状と課題

保育・教育内容の充実を図ることを目的に、指導法の工夫改善と教員・保育士等の指導力の向上が進んでいます。

教職員同士では、小学校教員の保育士体験、保育所幼稚園での長期社会体験研修をきっかけにしながら、お互いの理解を深める取り組みも行っています。

小中学校では、確かな学力確立のための取り組みとして、体験的・課題解決的な学習の展開を取り入れた指導や教科別・学年別グループ研究会を行い、授業力の向上を図りながら、児童生徒の基礎基本の定着と一人一人を伸ばす学習指導の工夫と改善が継続的に実施しています。

保幼小中高連携事業を活用し、小・中学生が委員会活動や技術・家庭科の授業で、幼稚園・保育所や乳幼児健診時に、絵本の読み聞かせやふれあいを通して、人としての心の成長を促すための取り組みが進みつつあります。

小学校で実施している「ふれあいフェスティバル」では、地域の指導者により、様々な制作活動や体験学習が行われ、普段体験できないことを通しながら地域の方との交流を深めつつあります。

今後は、指導法の工夫改善・保幼小中高連携をさらに進めていくことや、町内の小学校どうし、中学校どうしの連携も密にして取り組んでいくことが重要です。



小学生と中学生の交流の一場面



読み聞かせの一場面



ふれあいフェスティバルの一場面

2 取り組みの方向

①子どもの「生きる力」の育成

心身の調和をはかりながら基礎的な学力、体力の向上をめざします。学校教育の充実とさまざまな体験活動を通じて、「生きる力」の育成に努めます。

主な目標	具体的な取り組み
教育内容の充実	・指導法の工夫改善と教員・保育士等の指導力の向上をはかります。 授業研究会、保育士体験等 ・自ら学び考える力を育てながら、確かな学力が確立されるための取り組みを進めます。 授業研究会、研修会等 ・異年齢の関わり合いを生かした育ち合いが生まれる環境を提供します 学校間交流 ・保幼小中の滑らかな接続による子どもの連続した育ちへの対応をはかります。 体験入学
心の育成	・保健、道徳、学級活動などの授業や日々の学級経営、生徒指導等の中で心の育成を推進します。 ・友人、仲間とのかかわりを持つ工夫（同年齢・異年齢）を行います。 ・保育所では、高齢者、障がい者との交流により、思いやりの心を育みます。
基本的生活習慣の確立	・子育てに基本的生活習慣が重要であることを啓発します。（保護者懇談・講演会・おたより等） ・関係する機関が、連携して取り組みのできる体制づくりを進めます。
悩み事の相談体制の充実	・教育相談の充実をはかります。 ・心の教室相談員を配置するなど、体制の充実をはかります。
非行、不登校への対応	・学校、家庭、地域、専門機関との連携を密にし、個人に合ったこまやかな対応をはかります。
図書館の活用と図書施策の充実	・各種事業の中で、本の読み聞かせに積極的に取り組みます。 ・保育所、幼稚園、学校、図書館等の図書の充実をはかります。 ・読書の大切さを積極的に啓発します。 ・ブックスタート事業が乳児と保護者に定着し、絵本のある子育てを進めます。 ・乳児、保育園児を対象にした「お話し会」「絵本の読み聞

	かせ会」を行います ・読み聞かせボランティアグループの支援、育成に努めます。 つくしんぼ
子どもの自主活動の促進	・子ども会活動等の活性化を進めます。 ・「祭り」など、子どもが主役として参加できる地域行事の活用を促進します。
福祉ボランティア体験・職場体験学習の充実	・夏休み中の社会福祉体験や、ワクワク北栄（中学２年生）の体験学習を通して、働くことの尊さを体験します。

②親になるための教育環境の整備

男女平等の意識啓発と、乳幼児とのふれあいなどを通して、次代の親づくりを推進します。

家庭教育の充実に向けた取り組みを積極的に行います。子育て学習講座や講演会等の学習機会を充実するとともに、子育てや教育に関する相談機能の向上をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
児童・生徒への男女共同参画教育の推進	・保健科・家庭科、学活、総合的な学習等をとおして児童・生徒への啓発をはかります。
保育所等と小・中・高校生の交流機会の拡充	・夏休み中のボランティア体験や、家庭科等の授業の中で交流をはかります。
乳幼児との中・高校生の交流機会の拡充	・乳幼児健診などを活用して中・高校生が子どもとふれあう機会をつくります。
子育て学習講座の充実	・小中学校新入生の保護者を対象に、入学説明会において学習講座を開催します。 ・思春期における子どもとの接し方についての講演会を開催します。 ・町内の各保育所等で参観日にあわせて保護者対象に講演会を実施します。 ・子育て支援センター利用者を対象に子育て学習講座を開催します。
祖父母教室の開催の実施	・各保育所の祖父母参観日にあわせて祖父母を対象に教室を開催します。

③地域の教育力の向上

地域ぐるみで子どもを育てていくことの必要性を住民に啓発していきます。

地域のさまざまな人材や自然環境、資源などを活用するとともに、地域ぐるみの子育て力の向上をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
地域人材の活用	・総合的な学習で地域の人材を活用します。 ・「子どもほくえい塾」等に協力していただける子どもサポーターの育成を推進します。 ・高校生サークルやボランティア団体などと子どもの交流を促進します。 ・保育所等の活動や環境整備に、地域の協力により取り組んでいきます。
体験活動の充実	・放課後子ども教室（土日、長期休業中の体験活動教室）の充実をはかります。 〔子どもほくえい塾（NPO 法人まちづくりネット）〕
スポーツ推進体制の充実	・スポーツクラブの育成をします。 〔（財団法人北栄スポーツクラブ）〕 ・体育指導委員の訪問指導をとおして地域でのスポーツ活動の充実をはかります。
社会全体の意識の醸成	・街頭啓発強調期間を設定し、あいさつ運動を推進します。保育所では保護者・職員・児童が一緒になって、あいさつ運動に取り組みます。 ・誰でも参観できる「保幼小中同日公開参観日」を実施し、子どもの育ちや保育・教育内容等について理解していただく機会を提供します。
地域活動の充実	・自治会での学習活動の充実を目指し、自治会関係者の意識向上に向けた研修会を実施します。【拡充】 ・地域や各自治会等が実施する行事へ子どもたちの参加を啓発します。 ・子育て家庭が講座等に参加しやすい体制を充実していきます。 〔中央公民館大栄分館講座事業（NPO 法人まちづくりネット）〕

V いつでもまち全体で子育て支援できる環境の整備

1 現状と課題

子育て家庭を支援する拠点として、子育て支援センターを運営し、子育て相談、子育て講座、ふれあい交流広場などを実施していますが、利用者は家庭内保育世帯の約2割程度で十分とは言えません。今後も継続して家庭内保育世帯の状況把握と、保護者が子育てに自信を持てるよう相談、情報提供を充実させる必要があります。

父親と母親が協力しながら子育てに取り組んでいくことは、子どものすこやかな育成のために必要です。

町では、男女共同参画の意識を醸成していくため、広報紙やパンフレットによる啓発や、関係団体が連携して講演会などを開催していますが、家庭でも職場でも地域でも子育てに男性が参加できるよう、仕組みの整備や雰囲気醸成が重要となっています。

未就学児童のアンケートでは「保育料を軽減して欲しい」という意見が多くあり、経済的負担の軽減が求められています。

子育て家庭への経済的支援のため、保育料の1割軽減・特別医療費助成事業の中学生まで拡大（平成21年1月～）を実施しています。今後も各種制度の継続的な取り組みが必要です。

ひとり親家庭への経済的支援については、特別医療費助成制度、児童扶養手当制度、母子・寡婦福祉資金貸付制度などを実施しています。

今後もひとり親家庭への生活および自立支援のための相談体制の充実、情報提供などの支援が重要です。

表 「子育て支援環境の充実のためには、どのような支援策が望ましいとお考えになりますか。」に対する回答（割合の高い項目を抜粋）

選択項目	就学前児童	小学校低学年
子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する施策の継続	16.4%	21.6%
保育所や幼稚園にかかる保育料の軽減施策の継続	18.3%	12.3%
急な用事等に子どもを預かる場所（ファミリーサポートセンター）をつくる	7.2%	11.7%

出典：北栄町子育てに関する実態・意向調査(H21)

2 取り組みの方向

①地域における子育て支援サービスの充実(拡充)

子育て支援の拠点である子育て支援センター中心に、さまざまな活動を行っていきます。

ファミリーサポートセンターを設置し、地域で子育ての援助活動の輪を広げていきます。

主な目標	具体的な取り組み
子育て支援センター事業の充実	・利用者のニーズを把握しながら、子育て支援センター事業の充実をはかります。 ・子育て支援センター事業の周知に努め、利用の促進をはかります。 ・子育て家庭のさまざまな悩みに対応できるよう、受け入れ態勢および職員研修の充実をはかります。 ・幼保一元化の推進で在宅子育て家庭も含めた保護者や家庭への支援を実施します。
子育てサークルの育成	・子育て広場参加者がサークルをつくり、子育ての楽しさを感じて輪が広がっていくよう、子育てサークルの立ち上げを援助し、子育て家庭のネットワーク化をはかります。
子育て支援ボランティア活動の推進	・子どもに関わる地域活動の大切さを啓発するとともに協力を呼びかけます。 ・子育てサポーターの育成、活動の推進をはかります。 〔子育て支援センター事業等への協力〕(更生保護女性会)〕
ファミリーサポートセンター事業の実施【新規】	・育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、地域で育児の援助活動を行うことにより、子育てしやすい環境や地域の中で助け合う態勢を整備します。

②子育てへの男性の参画推進

「北栄町男女共同参画基本計画」にそって、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

子育てに親として関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

事業所に対して、子育て労働者への理解と制度の充実について協力を依頼します。

主な目標	具体的な取り組み
広報紙などによる啓発	・広報紙や啓発パンフレットなどを活用し、男女共同参画や事業所における子育ておよび子育て支援への意識啓発を推

	進します。 ・社会や家庭において男女の固定的役割分担意識を解消していくための啓発に取り組みます。
講演会・講座の充実	・男女共同参画意識の啓発のため、町と各種団体等の共催による講演会や講座を開催します。 ・自立したまちづくりのため地域の協働に基づいた子育て支援が必要であることを啓発していきます。

③経済的支援

各種の経済的支援制度の充実をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
子ども手当制度の円滑な実施	・中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給する制度の周知と円滑な支給に努めます。
子どもの医療費負担の軽減	・子どもに対する医療費の一部を支給する制度の充実、周知に努めます。
インフルエンザワクチン等の接種補助	・インフルエンザワクチン等の接種補助の推進をはかります。
保育料等の軽減	・保育料など保育に係る利用負担軽減の推進をはかります。 ・第3子以降の児童のいる家庭の保育料を軽減する事業を継続実施します。
出産一時金の増額と直接払い制度の実施	・出産時に支払われる一時金の増額は国・県の動向を踏まえて推進します。 ・出産費用の病院への直接払い制度を実施し、負担軽減に努めます。

④ひとり親家庭などへの支援

ひとり親家庭に対して経済的支援や日常生活への支援をはかります。また、自立に対する支援にも取り組んでいきます。

主な目標	具体的な取り組み
児童扶養手当制度の周知	・離婚等によりひとりで子どもを育てている親で、所得等が一定額未満の場合に手当を支給する制度の周知をはかります。
ひとり親家庭医療費助成	・ひとり親家庭に対し、所得が一定額未満の場合に医療費の一部を支給する制度の周知をはかります。
母子および寡婦福祉資金貸付制度	・母子家庭および寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う制度の周知をはかります。

ひとり親家庭児童小、中学校入学支度金支給制度の実施	・養育している児童が小、中学校に入学する場合、前年度分の所得税非課税者に対して支度金を支給し、児童の健全な育成をはかります。
相談体制の充実、利用制度および雇用促進支援の周知	・日常の悩みの相談や利用できる制度の周知をはかります。 ・自立支援に向けた相談体制の充実や雇用等にかかる情報提供をはかります。

Ⅵ まち全体ですこやかでたくましく育つ子どもの安全確保と

環境整備

1 現状と課題

役場庁舎にはベビーベッドなどを設置していますが、トイレにベビーチェアが未設置などまだ十分ではありません。今後も公共施設のユニバーサルデザインを推進していく必要があります。また、町内にはお台場公園、レークサイド大栄や自治会内に広場があり、設置している遊具の安全管理には細心の注意を払う必要があります。

子どもの安全確保のために、年4回の交通安全運動を中心に、警察、町、交通安全協会、学校、保育所、自治会、子ども会等で街頭啓発、交通安全教室を実施しています。また、随時、通学路や施設内で具体的な危険を示して指導するとともに、より安全な通学路への変更を行いました。あわせて、安全安心な登下校などを確保する一助として、ふれあいパトロール北条をはじめ子ども安全パトロール隊、青色防犯パトロールによる定期的な巡回活動や見守りを展開しています。

全国的に、子どもにかかわる凶悪な犯罪が発生しており、子どもたちが安心して暮らせるまちをつくっていくことが引き続き必要です。

北栄町は環境・自然を大切にするまちづくりを目指し、子どもほくえい塾では、太陽光発電などをはじめ新エネルギーに関する講座を開催しエネルギーの大切さを学んでいます。また、保育所、幼稚園、小・中学校で、こどもエコクラブ活動が活発化し、自然や環境に興味を持つ取組みが進んでいます。

子どもをメディアや薬物などの害、非行から守るために、保健体育、技術・家庭科等の授業で中学2年に対して、メディア出前講座等を実施し啓発をはかっています。保護者には参観日等を利用して、子どもとテレビゲーム、携帯電話、インターネット等との関わり方の講演会を開催し、あわせて、個人懇談や文書通知で啓発していくことが必要です。



「太陽光発電実験と工作」の一場面
(平成21年8月開催の子どもほくえい塾)



「かまぼこ板で巣箱づくり」の一場面
(平成21年1月開催のこどもエコクラブ活動)

2 取り組みの方向

①「子育て」「子育て」にやさしいまちの環境づくり

子ども連れでも安心して気軽にまちに出かけられ、子どもがのびのびと遊べる環境整備をはかります。

主な目標	具体的な取り組み
公共設備、施設等のユニバーサルデザイン化	・ 関係機関と連携をとり、公共設備、施設等のユニバーサルデザインの推進について検討します。
子どもの遊び、活動の場や公園の整備	・ 体育館等の施設の開放を検討します。 ・ 校庭等の芝生化については、管理の協力が得られる所から取り組んでいきます。 ・ 子どもの自主性を尊重し、自分の責任で自由に遊べる場所の整備について検討します。 ・ 現在ある公園、遊具等の安全性を確保します。

②子どもの安全確保

交通安全の徹底に努めるとともに、子どもが安全な環境のもとで成長できるよう、公共施設の耐震化や防災教育の推進などにより、生活安全の確保に努めます。

子どもの防犯力の育成、公共施設における安全管理体制の整備、「子ども SOS 連絡所」など犯罪被害から子どもを守る体制の充実など、まちをあげて子どもを対象にした犯罪被害の予防・防止に努めます。

主な目標	具体的な取り組み
交通安全の推進	・ 保育所・幼稚園、小中学校、教育委員会、交通安全関係機関・団体等が連携し、子どもたちへ交通安全教育を推進します。 ・ 交通安全運動期間中に、チャイルドシートの装着について指導、啓発を行います。 ・ 保育所では、うさちゃんクラブの活動として、親子で体験指導を実施します。
道路、歩道の整備	・ 関係機関と連携をとり、安全を確保するため計画的に道路や歩道の整備をはかります。
公共施設の耐震化	・ 避難場所にもなっている保育所など公共施設については、耐震対策を計画的に推進します。
乳幼児の事故防止についての啓発	・ 母子保健事業の中で、乳幼児の溺水(できすい)・誤飲・転倒などの事故防止を啓発します。 〔講演会、健診時にチラシ配布〕
防犯体制の強化	・ 警察、小中学校、教育委員会、地域の防犯活動団体等が連携し、防犯体制の強化をはかります。

	・公共施設等での防犯体制の整備に努めます。 〔警備保障システム、防犯カメラの設置〕 ・夏休み期間中の青少年育成健全防犯パトロールを継続して実施します。 〔青少年育成北栄町民会議〕
「子ども SOS 連絡所」等の周知	・地域にある「子どもかけ込み 110 番・子ども SOS 連絡所・少年を守る店」協力者の情報共有および周知をはかります。
防犯情報の提供	・「駐在所だより」や啓発リーフレットの配布や防犯メール登録を勧め、情報の提供に努めます。

③環境・自然を大切にすまちづくり

環境学習を推進することや子どもが自然にふれあう機会をつくることで自然や環境の大切さを知り、豊かな人間性が育つ取り組みを推進します。

主な目標	具体的な取り組み
環境学習の推進	・身近な環境問題の教材化や指導の工夫をすることで環境保全の実践的姿勢をはぐくみます。 ・体験活動等をとおして自然とのふれあいを深め、環境の大切さがわかる取り組みを進めます。 ・こどもエコクラブ活動を継続して推進していきます。 〔わりばし回収への子どもの参加（北栄町婦人会）〕
エコのまちづくりの推進	・資源の大切さ、リサイクル活動の重要性を浸透させ、環境保護団体やリサイクル活動に取り組む方々と連携し、エコのまちづくりを進めます。
自然体験・自然学習の推進	・保育所、幼稚園、小中学校、地域と連携して自然体験活動を充実します。 〔花壇、菜園活動〕 ・自然の大切さが理解できるよう教材、指導の工夫に努めます。 ・自然にふれあう園外活動の充実に努めます。 〔歩育(NPO 未来の協力)〕

④子どもをメディアや薬物などの害、非行から守る活動

子どもをメディアの害や薬物から守り、健全な生活を送ることができる社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。

主な目標	具体的な取り組み
メディアとのかかわりに関する啓発	・子育て講座、乳幼児健診、保育所・幼稚園の講演会などを利用してメディアとの適切なかかわり方についての普及啓発に努めます。

学校におけるメディア・リテラシーの育成	・専門知識のある教師の育成をし、児童生徒への正しいメディアのかかわり方についての教育に取り組みます。 ・家庭でもメディアとの関わり方を親子で話し合えるよう保護者へ啓発します。
薬物の害についての学習の実施	・小中学生に対してたばこ、アルコール、薬物の害についての学習を行います。 ・参観日に保護者への学習を行ったり、学校保健たより、PTA 機関紙等にも掲載して啓発します。
大人の禁煙推進・分煙対策の徹底	・保健事業や自治会などとも連携し、教育施設、自治会公民館などの禁煙推進とイベント開催時などの分煙対策を実施し、住民意識の向上に努めます。
子どもの犯罪対策・犯罪被害対策	・警察、学校、民生児童委員、地域ボランティアなどと連携し、街頭補導や不審者対策に取り組みます。 ・夏休み期間中の青少年育成健全防犯パトロールを継続して実施します。 (青少年育成北栄町民会議) ・地域全体で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。

目標事業量及び数値

子育て支援主要事業の目標数値

事業	区分	単位	実績	目標数値	増減
			平成21年度	平成26年度	
通常保育事業 (幼稚園教育及び預かり保育含む)	定員(児童数)	人	621	710	89
延長保育事業	定員(児童数)	人	36	60	24
	か所数	か所	3	4	1
一時預り事業	定員(児童数)	人	6	6	0
	か所数	か所	2	2	0
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	定員(児童数)	人	2	3	1
	か所数	か所	1	1	0
休日保育事業	定員(児童数)	人	—	1	1
	か所数	か所	—	1	1
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	定員(児童数)	人	0	2	2
	か所数	か所	1	1	0
子育て短期支援事業(ショートステイ)	定員(児童数)	人	2	2	0
	か所数	か所	2	2	0
地域子育て支援センター事業	か所数	か所	1	3	2
ファミリーサポートセンター事業	か所数	か所	0	1	1
放課後児童クラブ事業	定員(児童数)	人	85	100	15
	か所数	か所	2	2	0

母子保健事業の目標数値

(単位 人、%)

事業名	対象	21 年度実績			26 年度目標
		対象	参加者	率	率
離乳食講習会	3～6か月児までの保護者	125	51	40.8	50
2 歳児きらきら教室	2 歳児の親子	96	63	65.6	70
フッ素塗布	2 歳～2 歳 2 月か月	96	63	65.6	70
	2 歳 6～8 か月	121	93	76.9	80
	3 歳以上就学前まで (年 2 回実施)	896	778	86.8	95
歯みがき指導	町立保育所の年中、年長児		358		
乳児健診(集団)	7 か月児	112	108	96.4	100
	10 か月児	108	104	96.3	100
乳児健診(医療機関)	3～4か月児	134	126	94.0	100
1 歳 6 月児健診	1 歳 6～8 か月児	102	100	98.0	100
3 歳児健診	3 歳～3 歳 2 か月児	128	125	97.7	100
5 歳児健診	5 歳児 (年中児)	151	138	91.4	100
新生児訪問	産婦と新生児を同時訪問	132	132	100	100

定期予防接種事業の目標数値

予防接種名		21年度実績			26年度目標
		対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種率 (%)
ポリオ		155	延 219		100
百日咳・ジフテリア・ 破傷風混合ワクチン (DPT) 第1期	第1回		432		100
	第2回				
	第3回				
	追加				
ジフテリア・破傷風混合ワクチン (DT) 第2期		126	91	72.2	100
麻しん・風しん	第1期	112	97	86.6	100
	第2期	143	106	74.1	100
BCG		119	112	94.4	100

歯の健康事業の目標数値

	平成21年度実績								26年度目標
	対象者 (人)	参加者 (人)	う歯なしの 者(人)	う歯なしの 率(%)	う歯ありの 者(人)	一人あたり う歯数(本)	処置歯数 (本)	処置歯率 (%)	う歯なしの 率(%)
3歳児	128	125	110	88.0	15	0.32	4	9.8	90
4歳児	134	132	96	72.7	36	1.11	75	51.4	80
5歳児	127	125	94	75.2	31	1.13	67	47.5	80

すこやか スマイル プラン(2) <北栄町次世代育成支援後期行動計画>
平成 22 年 6 月策定

〔発行〕

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

北栄町

TEL 0858-37-3111(代表) FAX 0858-37-5339

E-mail info@e-hokuei.net HP <http://www.e-hokuei.net/>

※ 町ホームページからダウンロードできます。